

○道休委員 おはようございます。民主党の道休誠一郎でございます。

昨年この委員会に加えていただきまして、きょう初めて質問の機会をいただきました。本当にありがとうございます。

昨年来、私もこの委員会で先輩議員の皆様のお話や、あるいは所管の大臣、政務三役のお話を聞きながら、当該委員会の本当の重要な意味合い、子どもをしっかりと、青少年をしっかりと育てていくことの大切さを痛感している次第でございます。

まず、質問させていただく前に、昨今のニュースで私びっくりしたのは、新聞報道によりますと、日本の教育に関する予算がOECD加盟国の中でGDP比三・四%で最下位であるということを知りまして、やはり、数十年前ですけれども、私がまだ子どものころ、日本の資源は人だということ、もう人を教育するしか日本は国として立派に成長していくことはできないということをお教えされていたんですけれども、いつの間にか、コンクリート主導の国づくり、これは確かに非常に重要だと思うんです。しかしながら、そのコンクリートをしっかりと生かしていくための人を大切にする部分への国家の関与というのが本当に予算面では小さくなっているということに對しまして、私自身も、当該委員会のメンバーの一人として、人づくり、特に子ども、青少年をしっかりと育てていくことについて、本当に身を再度引き締めて対応していきたいと思っておりますので、きょうの質問もそういう気持ちを大事にしながらさせていただきたいと思っております。

現在、日本の社会、都会でもあるいは地方でも、それぞれ地域特性はありながらも、人の問題、特に子どもに対する、あるいは老人に対する、社会的な弱者に対する犯罪や社会事象が起こって、本当に心を痛めていらっしゃる方も多いと思っております。その中で、やはり喫緊の課題としては、先般来お話のある児童虐待をどう防いでいくのかということが重要な課題であると思っておりますので、まずこの点について質問させていただきたいと思っております。

先輩議員の皆様方の御努力によって児童虐待防止法というのが制定されたわけですけれども、実際に児童虐待防止法は悲惨な犯罪あるいは事件を防ぐためにしっかりと機能はしていると思うんですが、残念ながら、昨今の事例を見ましても、どうしても法律や制度ではカバーできないという問題があるわけですね。この問題の深さ、あるいは重層的な原因が重なって起こってしまう、それに対して社会全体で解決していくということは大切だ、もうこれは皆さん共通の認識だと思うんです。

その中で、今我々は、児童相談所、児相を中心にこの問題について取り組んでいこうとしておりますが、児相のあり方、先輩方の御質問あるいはそれに対する答弁を見て、現場では一生懸命やっておりますけれども、ただ、人が足りない、あるいは専門的な知識がまだまだ足りないということから、やはりこういう悲劇が繰り返されてしまうということも事実でございますが、児童相談所の人員あるいは専門性をどう高めていくのかということについてどうお考えかをまずお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○山井大臣政務官 道休委員にお答えを申し上げます。

さまざまな問題が社会にございますけれども、今回の大阪市の虐待死亡事例のように、本当に何の罪もない子どもが幼い命を絶たれてしまう、こういうことをなくしていくことこそが政治の最大の目的だと思っております。

今お尋ねの児童相談所の児童福祉司の絶対数の確保、専門性についてであります。私たち厚生労働省としても、今回の大阪市の事件を受けまして、四十八時間以内に必ず目視をする、そして安否確認するということを徹底させていただきまして。しかし同時に、先日、足立区の児童相談所にも訪問させていただきましたが、一人当たりの担当件数が百件を上回り、やはりもう四倍ぐらい児童福祉司が必要なのではないかという要望もいただきました。

そういう中で、先日も児童相談所長の方々のお話を、長妻大臣、私、担当の担当官で一時間半にわたって聞かせていただきましたが、やはりさらに増強していくことが必要だと思っております。

平成二十二年の四月で二千四百七十七人、平成十一年の千二百三十人に比べて二倍にふやしておりますが、さらにこれはふやしていかなければならないと思っております。地方交付税措置という形になっておりますが、あらゆ

る努力をしていきたいと思っております。

また、専門性についても、最近、メンタルな御病気や疾患で苦しむ親や、そしてお子さんもふえております。そういう専門性を高めるという観点からも、国レベルにおいて、児童相談所で指導的立場にある者への研修を実施するほか、弁護士や医師などの外部の専門家の助言が得られるような体制整備を図るための費用の補助を都道府県等に行っていくこと、また、児童福祉法の改正により、昨年四月から、保護者指導業務の委託先などの取り組みにより、児童相談所の体制強化に努めているところでございます。

○道休委員 どうもありがとうございます。

今、人員の絶対的な不足ということもおっしゃっていましたが、確かにこれは人員をふやして、一人一人の児童福祉司がしっかりと自分の対象となる子どもたちあるいは保護者に対して対応していくということが可能になるような制度を早くつくっていただきたいと思えます。

また、今、人員や専門性がまだまだ足りないということをおっしゃってありますが、ちょっと話は違いますが、私は農水委員会にも属してまして、実は口蹄疫は、御存じのとおり、皆さんの御支援で何とかおさまったんですが、口蹄疫の対応を見たときに、家畜伝染予防法とか防疫マニュアルが時代に即応していないということは言われるんですが、ただただ、しかし、そういうような状況の中でも決められたことをしっかりしていた。例えば四十八時間以内の目視というようなことが決められておれば、それはやっていただければ、ひよっとしたら防げることもあるのではないかと。

ちょっとわき道に話がそれたんですけども、ルールとして決められたものはしっかり守っていただく、これがやはり悲劇を少なくする基本的なことであるし、また、そのルールがまだまだ足りないのであれば、現状を反映していないのであれば、それに対してしっかりとルールを変えていく、あるいは法律を変えていくということもお願いしたいと思えますので、この点についてはよろしくお願いしたいと思えます。

続きまして、児童相談所の役割の中で、一時保護とか立入検査とか臨検、搜索、いわゆる決められたことがございますけれども、法律で決められたことというのはある程度強権的な機能であるわけですが、実際に児童相談所で活動していらっしゃる方は、日々、子どもや保護者と接するわけですね。

これは、非常に日常的な、人間のおつき合いというものが大事になるわけですが、なかなか、一見相反する、本来ならば相反する機能ではないんですけども、それを法律に基づいてやっつけようとする、どうしても、お互い人間でございますので、保護者とのあつれきが生じたり、子どもが自分の親から離されることに対してやはり心理的にストレスを感じてしまう、非常に難しい立場に児童福祉司という方は置かれていらっしゃると思えます。

それを法律では権限等を担保しながらやっていくわけですが、口では非常に簡単ですよね、法律で決まっているんだから、それをしっかりやればいいと。しかしながら、相手は生き物ですし、人間です。感情がございます。そして、児童福祉司、その方御本人にも感情がございます。

こういういわゆる法律とかルールではなかなか乗り越えられない面について、現場の方は苦しんでいらっしゃると思うんですが、これをどう、まあ口では表現できないかもしれないですけども、皆さんのお気持ちを和らげながら、実際に自分たちの、いわゆる法律的な機能を果たしていくような支援といいますかサポートをしてくれようとしているのか、これについてもちょっとお話が伺えればと思えます。

○山井大臣政務官 道休委員にお答え申し上げます。

まさに、先ほど道休委員も御指摘されましたように、だからこそ職員の資質というのが非常に重要でありまして、先日も児童相談所の所長の方々がおっしゃっておられましたけれども、かなりこれは熟練した経験というもの、オン・ザ・ジョブ・トレーニングというものが必須だということをおっしゃっておられました。

子どもと引き離して、同時に将来的には再統合する、それが究極の目標でもあるわけですから、そういう意味では、引き離す人と再統合する人が同一人物であるということが非常に現場の御苦労にもなっているわけでありまして。

このような支援に関しては、保護者の理解、同意を得ながら支援を進めることが当然基本であると考えております。

一方で、保護者の理解、同意が得られなくても、緊急な場合や子どもの安全が確保されていない場合など、家庭への強制介入を行わなければならない場合もございます。

このため、運営指針におきましては、次の四点、つまり、子どもの一時保護については、原則として子どもや保護者の同意を得て行う必要があること、例外的に同意を得ずに一時保護を行う場合でも、同意を得るような十分な調整を図る必要があること、虐待の通告があった場合の児童相談所等が行う子どもの調査について、子どもや保護者の意向を尊重するよう努めること、しかし、対応に緊急を要し、かつ、調査等の協力が得がたい場合にはこの限りではないということを運営指針でも定めております。

以上です。

○道休委員 どうもありがとうございます。

やはり、現場で子どもたちを扱っていらっしゃる方あるいは保護者と接せられる方が、本当にしっかりと自分たちの責任を、そして任務を遂行していけるような体制支援に御尽力を願いたいと思います。

子どもの問題あるいは社会的な弱者に対する問題というのは、本当に時代を象徴しているようなことが非常に多いと思うんですね。

今、日本の社会は、私は宮崎県の出身でございまして、地方が本当に疲弊している。都会で抱えている子どもに関する問題も地方でも共通する部分もあるんですけども、やはり地方は地方なりの問題がございまして、いろいろな地域社会でこういう子どもに関する、青少年に関する問題を解決していこうということで、NPO団体等も含めまして御尽力をいただいているんですが、私は、根幹としては、きずなですね。いろいろな事件の加害者のお話を聞いたり読んだりしていると、自分が相談する相手がいなかった、一言だれかが言ってくれば、そういう犯罪は防げた。

先般の大阪の問題も、母親がだれも相談する相手がなかったというようなお話があったことを聞いております。

そして、同じアパートの住民の方も、気にはなつたけれども、ひょっとして間違っていたらどうしようとか、法律の上からはしっかり穴がないように制定されているとしても、そこに人の感情が入ってまいりますので、その人の感情を大切にしながら、ひょっとしたら間違っているかもしれないけれども、とりあえず気になるから通報してみようとか、そういう背中を押すような社会的な風潮というのを、これは私、教育あるいは社会の生活、日々の生活を通してつくっていく必要があると思います。

この辺は、虐待を受けている子どもや、あるいは虐待をしているかもしれない親が何らかの形で社会に対してメッセージを送っておりますから、社会全体がそのメッセージ一つ一つを敏感に感じ取れるような制度成りが、なかなか難しいと思います、しかしながら、そういうものを社会の風潮としてつくっていくことができればと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

現在、青少年を取り巻く問題、いじめや暴力、あるいは薬物使用、そしてインターネット等を介した有害情報が非常にあふれておりますけれども、青少年問題、本当に時代を象徴する問題だと思っております。

先般、政府は子ども・若者ビジョンというものを策定されまして、これから社会として、あるいは政府として、どう若者を、子どもを立派に、希望を持ちながら、生きる力を持った子どもを育てていこうかというアイデアを示していただいております。

具体的に、私もアウトライン等を読ませていただきましたが、いろいろな課題がございまして。本当に複雑な問題でございまして、その中で、まず何をやられようとしているのか、どこに力を入れて動かれようとしているのか、お考えをお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○荒井国務大臣 道休委員の御質問にお答えしたいと思います。

今、朝のNHKの番組、八時からゲゲゲの鬼太郎の妻という番組をやっているんですね。私はあれがとても好きで、あそこに出てくる鬼太郎とお母さん、それから娘さん二人かな、そしておばあちゃんとおじいちゃん、それから町の中の貸し本屋のところに集う地域のおばさんたち、このまさしく地域が子どもたちを育てる。あるときにはしかったり、あるいは子どもが、親の職業がおっかない漫画をかくとっていじめられる。それをお母さんに言えないけれども、おばあさんがそれを察して孫にいろいろな話をしてやる。家庭と地域とが子どもを一生懸

命育てていくということの社会が、ある種の子どもを健全に育てるその時代が生き生きと私はかかれていると思うんですね。

それが、どこかで今、何かが失われているんだと思うんです。どこかが機能不全に陥っているんだと思います。それは家庭の部分もそうですし、地域の部分もそうですね。その失われた部分を補っていく、健全な子どもたち、未来の日本を背負っていく子どもたちをしっかりと育てていこうというのが、政府がつくった子育てあるいは青少年のためのビジョンであります。

これは、いろいろな人の知恵がこれからも必要だと思っています。皆さん方の、ぜひこの委員会でもさまざまな御意見をいただいて、このビジョンを一つずつ多くの人の知恵と体験とでつくり上げていく、社会的なある種の運動だと思うんですね。

地域をどう子どもたちのためにつくりかえていくのか、家庭をつくりかえていくのか、何が失われたのかということの議論が私は一番大切だと思うんですね。その結果、自立した、そして健やかな子どもが育っていくんだというふうに思っています。それが、私たちが今つくろうとしている、あるいはつくりつつあるビジョンであります。

○道休委員 大臣、どうもありがとうございました。

これで質問を終わらせていただきますけれども、私は、今大臣がおっしゃいましたように、社会の宝である日本の将来を担う子どもたちをしっかりと守り育てていくという力をこの委員会から出していくように、委員の一人として努力させていただく決意を述べまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。